

介護保険の申請（要介護・要支援認定申請）について、「いつ申請したらいいか」「何かあったときのために申請したい」など町民の皆さんからさまざまな相談をお受けします。今回は介護保険制度を利用する上でのポイントとして、要介護・要支援認定申請に焦点を当ててお伝えしていきます。

○要介護・要支援認定申請について

申請行為が基本となるため申請の制限はありませんが、介護保険法では、認定の対象者を介護給付・予防給付（＝介護保険サービス）を受けようとする人と定義しています。

そのため、「介護保険サービスの利用が必要と感じたとき」が最もよい申請のタイミングです。

介護保険法 第十九条
(市町村の認定)
介護給付(予防給付)を受けようとする者は、要介護者(要支援者)に該当すること及びその該当する要介護・要支援状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。

○注意しましょう！！

先にお伝えしたとおり申請行為を基本としていますが、申請の仕方によっては、以下のとおり本人の負担が増えることや不利益につながることもあるため注意が必要です。

	①急性期（病気やケガをしたばかりの不安定な状態）での申請	②介護保険サービスを使わない可能性がある場合の申請（万が一に備えた申請）
注意事項	- 急性期に申請した場合、状態が落ち着くまで調査を行うことができません。 - 要介護度が必要以上に高かった場合は、更新の際に要介護度が下がるため、これまで受けることができていたサービスが十分に受けられないなど利用中のサービスに大きく支障を来すことがあります。 例）施設から退所しなければならない…など	- 元気なときの心身状態で評価した要介護度になるため、必要なときに必要な量のサービスを受けられない場合があります。 - 自立性が高い場合、非該当になってしまう可能性があります。
	➡状態が安定したときに申請を検討しましょう！	➡サービス利用の必要性に応じて申請を検討しましょう！

○ご相談ください

介護が必要となる場面は突然やってきます。以上のことを留意しつつ、皆さんには介護保険制度を効果的に活用していただきたいと感じていますので、保健福祉課（地域包括支援センター）または担当ケアマネジャーまでご相談ください。

問い合わせ先

地域包括支援センター ☎ 0 1 3 9 - 5 5 - 4 4 6 0

